

第 III 編 行政法編

第 II 編では、電気通信事業に関する契約が民商法の原則に従っていることをみてきた。このような私的自治に任せたのでは必ずしも確保できない政策的価値を実現するのはこの分野の業法たる電気通信事業法の役割であり、私的自治に具体的にどのような修正が加えられているのかも第 II 編でみた。

第 III 編では、これら契約を通じた円滑なサービス提供のために、行政がいかなる作用を及ぼすのか、その作用を司る行政組織はどのような構造になっているのかを取り上げる。

まず、行政が作用を及ぼすためには、誰に対して作用を及ぼすことになるのかを把握する必要がある、そのための電気通信事市場のプレイヤーたる電気通信事業者に対する監督の手法を見る。その監督を通じて、電気通信事業法がその施行以来改正を繰り返しながら目指してきたのは、競争政策の実現と技術的サービス品質の確保であるから、これを順を追って解説する。併せて、電気通信事業の公共性に着目して一部の事業者に与えられる公益事業特権に触れ、これら全ての行政作用を司る行政組織の構造を概観する。

最後に、電気通信事業法の中で憲法学的色彩の強い通信の秘密の扱いにつき解説を試みる。